

## 都市建設委員会審査日程表

日 時 令和4年6月16日(木)

午前9時50分開議

場 所 第3・4委員会室

- |    |               |  |
|----|---------------|--|
| 第1 | 陳情第19号        | 流山市における交通ルールの尊重による事故防止への構築についての陳情書           |
| 第2 | 議案第38号        | 流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について           |
| 第3 | 議案第39号        | 市道路線の認定について                                  |
|    | 議案第40号        | 市道路線の廃止について                                  |
| 第4 | 議案第37号        | 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第5 | 所管事務の継続調査について |  |

## 流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

### 1 改正の背景

千葉県のと和3年12月定例県議会の議案第13号において、自転車による交通事故の被害者に対し賠償が確実に行われるようにすることを目的に、自転車利用者等の自転車損害賠償保険等への加入を義務化するなどの規定を改正する条例案が提案され、可決されたことにより、県条例が改正され、千葉県全域において令和4年7月1日より自転車利用者等の自転車損害賠償保険等への加入は法的義務となる。

### 2 改正理由

流山市自転車の安全利用に関する条例では、自転車利用者等の自転車事故保険加入を努力義務規定としているが、千葉県がその区域内における自転車利用者等に対して自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたこと等を踏まえ、これを改正し、市内における自転車利用者等に対しても自転車損害賠償保険等への加入を義務付けることにより、千葉県と本市における自転車の安全利用に関する規律の整合性を図るもの。

### 3 改正の内容

別紙新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和4年7月1日

流山市自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

流山市自転車の安全利用に関する条例（平成24年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 自転車利用者 自転車を移動の手段として利用する者をいう。</p> <p>(3) 自転車利用者等 自転車利用者及び自転車利用者が未成年者である場合におけるその保護者をいう。</p> <p>(4) 関係団体 流山交通安全協会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。</p> <p>(5) 事業者 公益財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格を有する者を置く市内の自転車販売を業とする者をいう。</p> <p>(6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>(7) 学校長 学校の校長をいう。</p> <p>(8) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。</p> <p>(9) 幼児 6歳未満の者をいう。</p> <p>(10) 自転車損害賠償保険等 自転車の交通事故により他人の生命又は身体を害した場合において生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 自転車利用者 自転車を移動の手段として利用する者をいう。</p> <p>(3) 自転車利用者等 自転車利用者及び自転車利用者が未成年者である場合におけるその保護者をいう。</p> <p>(4) 関係団体 流山交通安全協会その他交通安全に関する活動を行う団体をいう。</p> <p>(5) 事業者 公益財団法人日本交通管理技術協会が認定する自転車安全整備士の資格を有する者を置く市内の自転車販売を業とする者をいう。</p> <p>(6) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>(7) 学校長 学校の校長をいう。</p> <p>(8) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。</p> <p>(9) 幼児 6歳未満の者をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(市長の責務)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発</p> <p>(2) 自転車利用者等が自転車の安全利用に関する講習が受けやすい環境の整備</p> <p>(3) 自転車の安全利用に関する市民等への安全教育</p> <p>(4) 警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する活動の支援</p> <p>(5) 自転車利用者等による自転車の点検整備及び自転車損害賠償保険等への加入の促進</p> <p>(6) 自転車の安全な通行を確保するための交通安全施設の点検及び整備 (自転車利用者等の責務)</p> <p>第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。</p> <p>2 自転車利用者等は、市、警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。</p> <p>3 自転車利用者等は、自らが利用する自転車について安全確保ができるよう点検整備に努めなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 自転車の安全利用に関する意識の啓発</p> <p>(2) 自転車利用者等が自転車の安全利用に関する講習が受けやすい環境の整備</p> <p>(3) 自転車の安全利用に関する市民等への安全教育</p> <p>(4) 警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する活動の支援</p> <p>(5) 自転車利用者等による自転車の点検整備及び自転車事故保険への加入の促進</p> <p>(6) 自転車の安全な通行を確保するための交通安全施設の点検及び整備 (自転車利用者等の責務)</p> <p>第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令を遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。</p> <p>2 自転車利用者等は、市、警察署、関係団体及び事業者が行う自転車の安全利用に関する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。</p> <p>3 自転車利用者等は、自らが利用する自転車について安全確保ができるよう点検整備に努めなければならない。</p> <p>4 自転車利用者等は、自転車事故保険への加入に努めなければならない。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、事業活動を通じて、自転車利用者等に対して自転車の安全利用、点検整備等について、適切な助言を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市、警察署及び関係団体が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、自転車購入者に対して自転車損害賠償保険等への加入の促進に努めなければならない。</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第6条 事業者は、事業活動を通じて、自転車利用者等に対して自転車の安全利用、点検整備等について、適切な助言を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市、警察署及び関係団体が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、自転車購入者に対して自転車事故保険への加入の促進に努めなければならない。</p>

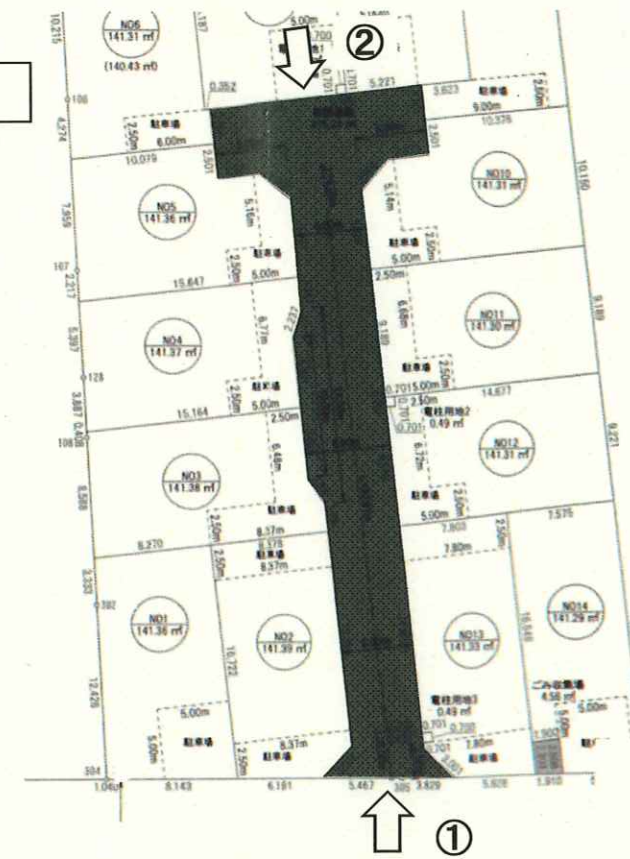
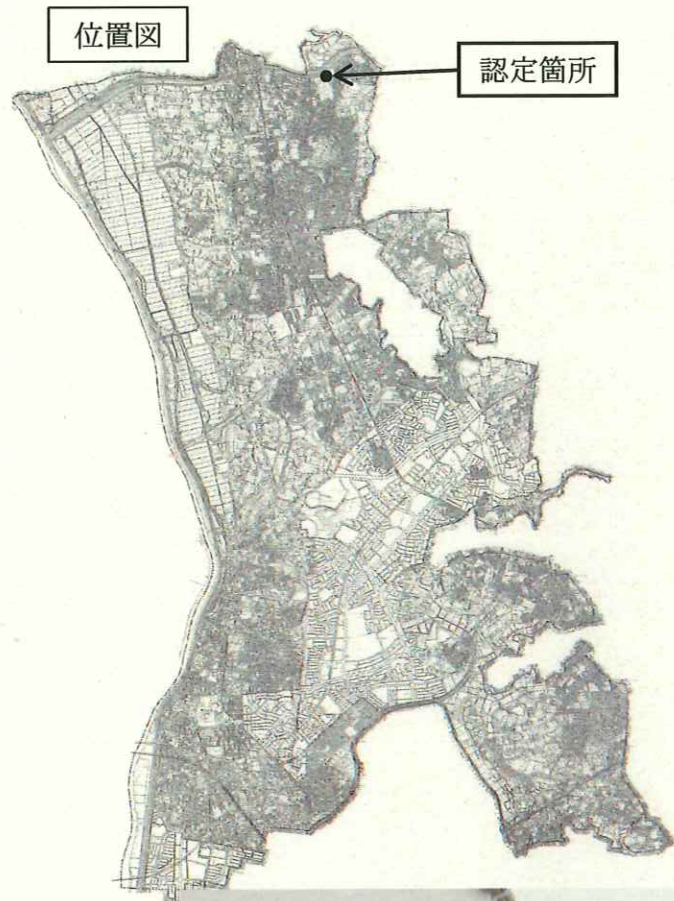
改正後	改正前
<p>4 児童及び幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならない。 (遵守事項)</p> <p>第8条 自転車利用者は、次に掲げる事項を特に遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 歩道と車道の区分がある道路では、車道を通行すること（歩道を通行できるときは、車道寄りを徐行すること。）。</p> <p>(2) 道路の中央から左の部分を通行すること。</p> <p>(3) 酒気を帯びて運転しないこと。</p> <p>(4) 他の者を乗車させて運転しないこと。</p> <p>(5) 他の自転車と並進しないこと。</p> <p>(6) 夜間又は前方が暗く見えにくいときには、前照灯等を点灯させること。</p> <p>(7) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。</p> <p>(8) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。</p> <p>(9) 歩行者の通行を妨げないこと。</p>	<p>4 児童及び幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならない。 (遵守事項)</p> <p>第8条 自転車利用者は、次に掲げる事項を特に遵守し、自転車の安全利用に努めなければならない。ただし、法令によりこれらに対する例外が認められている場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 歩道と車道の区分がある道路では、車道を通行すること（歩道を通行できるときは、車道寄りを徐行すること。）。</p> <p>(2) 道路の中央から左の部分を通行すること。</p> <p>(3) 酒気を帯びて運転しないこと。</p> <p>(4) 他の者を乗車させて運転しないこと。</p> <p>(5) 他の自転車と並進しないこと。</p> <p>(6) 夜間又は前方が暗く見えにくいときには、前照灯等を点灯させること。</p> <p>(7) 信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を遵守し、又は徐行するとともに、安全の確認を行うこと。</p> <p>(8) 信号機のある交差点を通行するときは、その信号を遵守するとともに、安全の確認を行うこと。</p> <p>(9) 歩行者の通行を妨げないこと。</p>
<p>2 自転車利用者等は、その利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車利用者等以外の者が、当該利用に係る</p>	
<p>自転車損害賠償保険等に参加しているときは、この限りでない。</p>	
<p>3 児童及び幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならない。</p>	<p>2 児童及び幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットを着用させなければならない。</p>

## 市道路線の認定について

市道の適切な維持管理を行うため、道路法第8条第2項の規定により、民間開発事業で整備された道路及び公共下水道事業に合わせ側溝整備を行った法定外道路など、8路線を市道路線に認定するものです。



整理番号 1 東深井区画279号線 (03279号線) 路線延長: 48.81m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 15.01m



● 起点 (東深井字一ノ台502番21地先)

▼ 終点 (東深井字一ノ台502番15地先)

写真撮影位置 ⇨



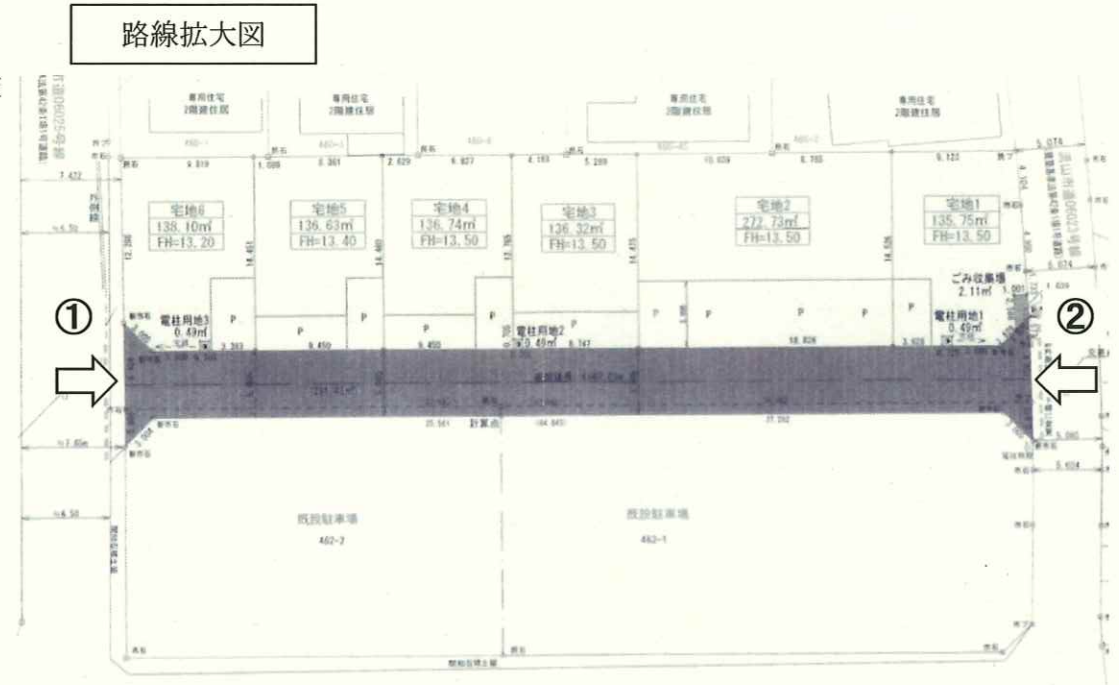
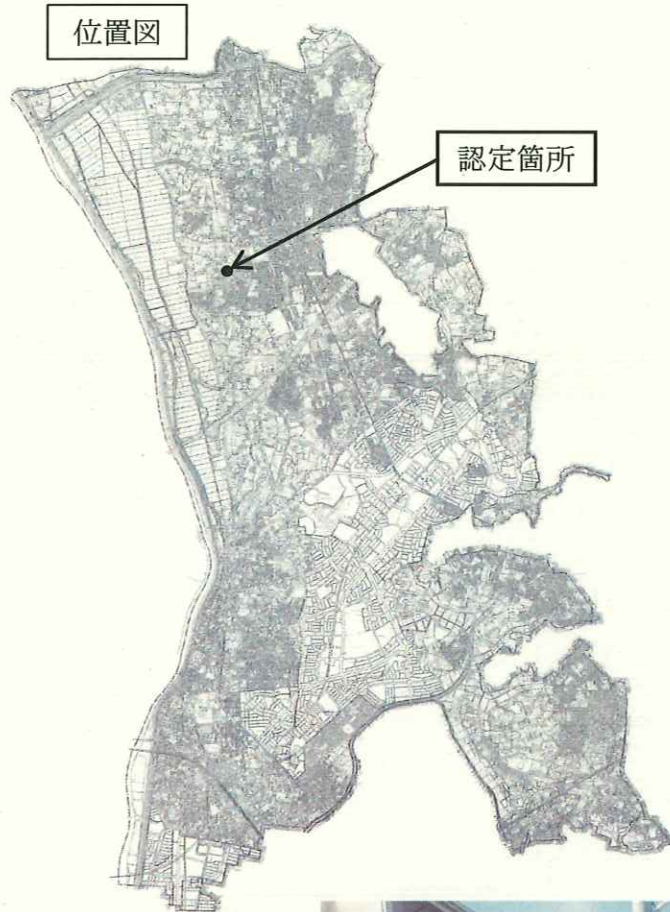
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 2 中野久木区画46号線(06046号線) 路線延長:67.01m 最小幅員:5.00m 最大幅員:5.00m



- 起点 (中野久木字入谷津461番3地先)
- ▼ 終点 (中野久木字入谷津462番2地先)



現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 3 西初石5丁目区画62号線 (28062号線) 路線延長: 44.41m 最小幅員: 4.00m 最大幅員: 4.01m



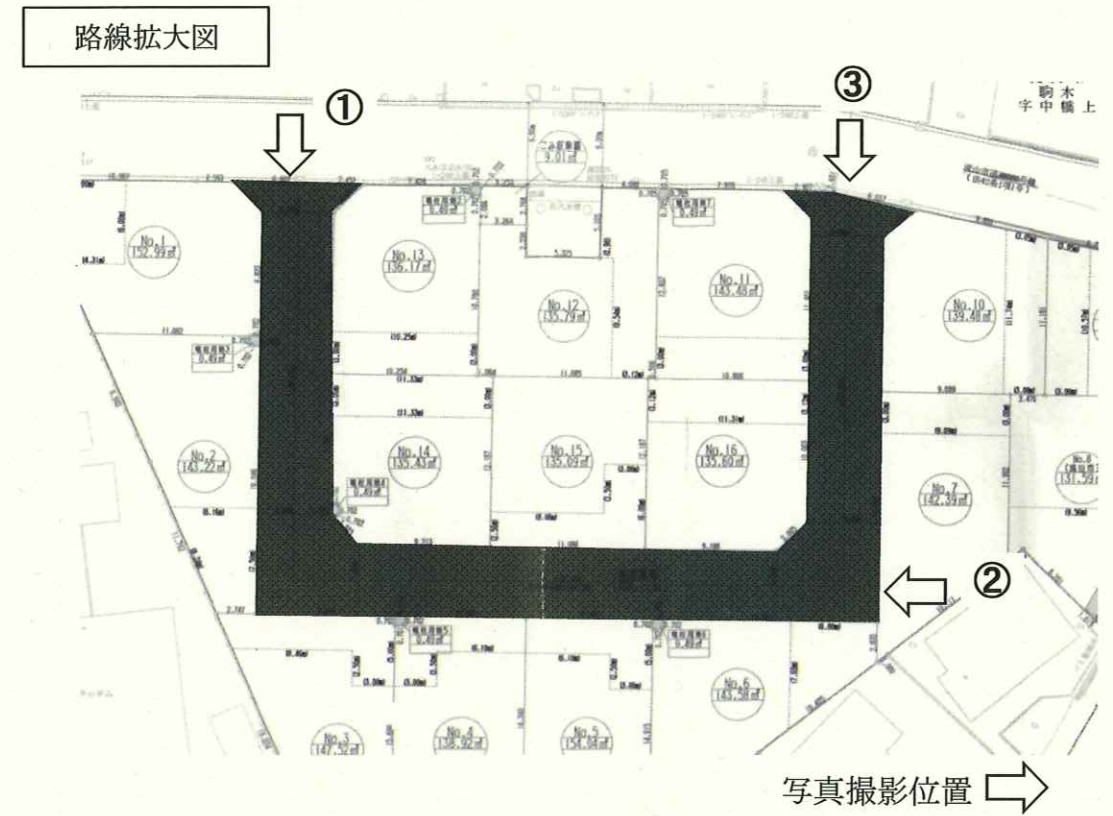
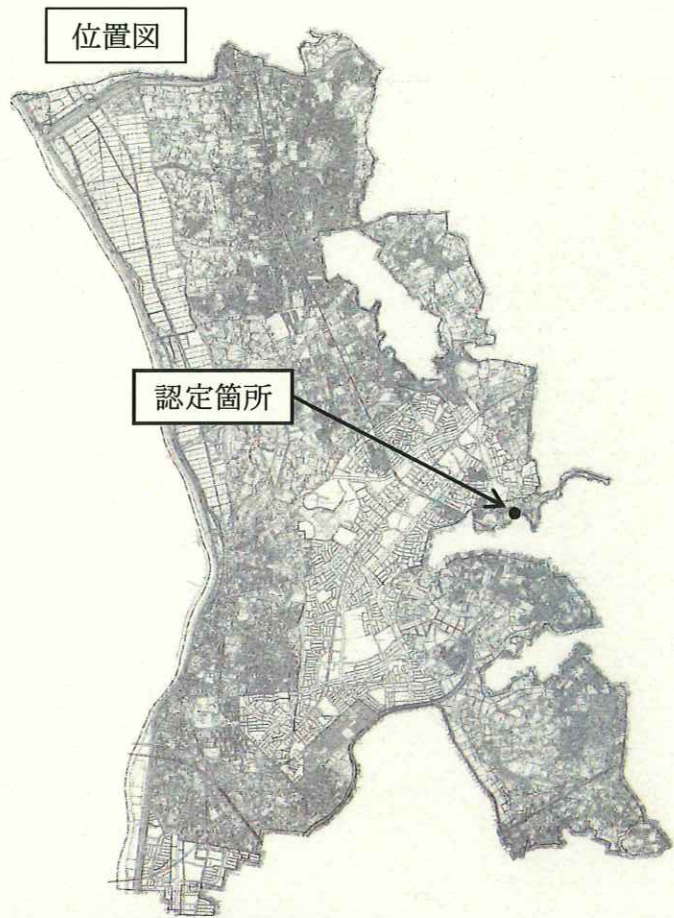
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 4 駒木区画139号線 (38139号線) 路線延長: 94.58m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 5.00m



現況写真① (起点付近)



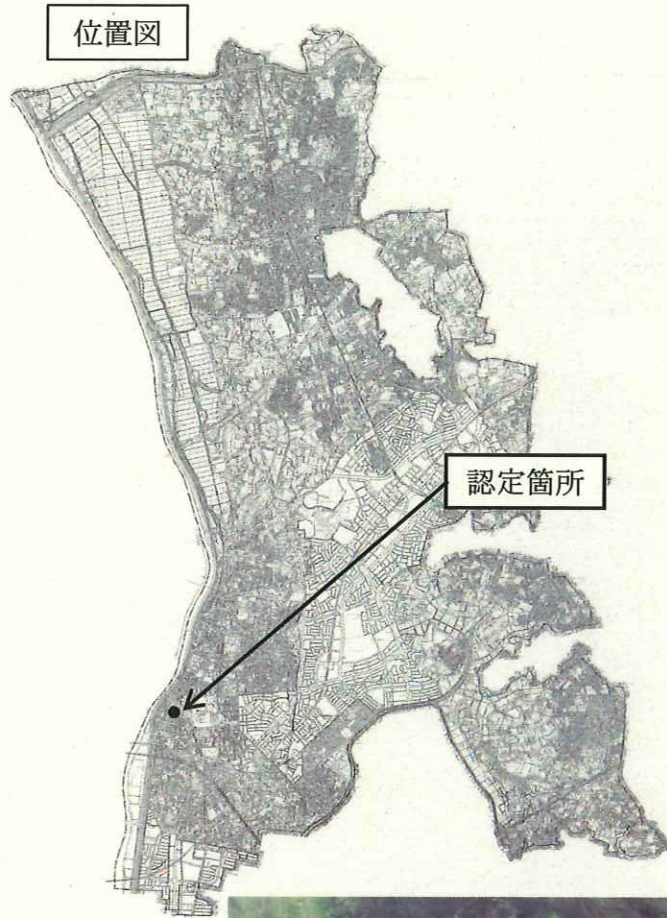
現況写真② (中間点付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 5 流山8丁目区画22号線(49022号線) 路線延長: 27.92m 最小幅員: 2.25m 最大幅員: 2.25m



● 起点 (流山8丁目1177番1地先)

▼ 終点 (流山7丁目1179番地先)

写真撮影位置 ⇨



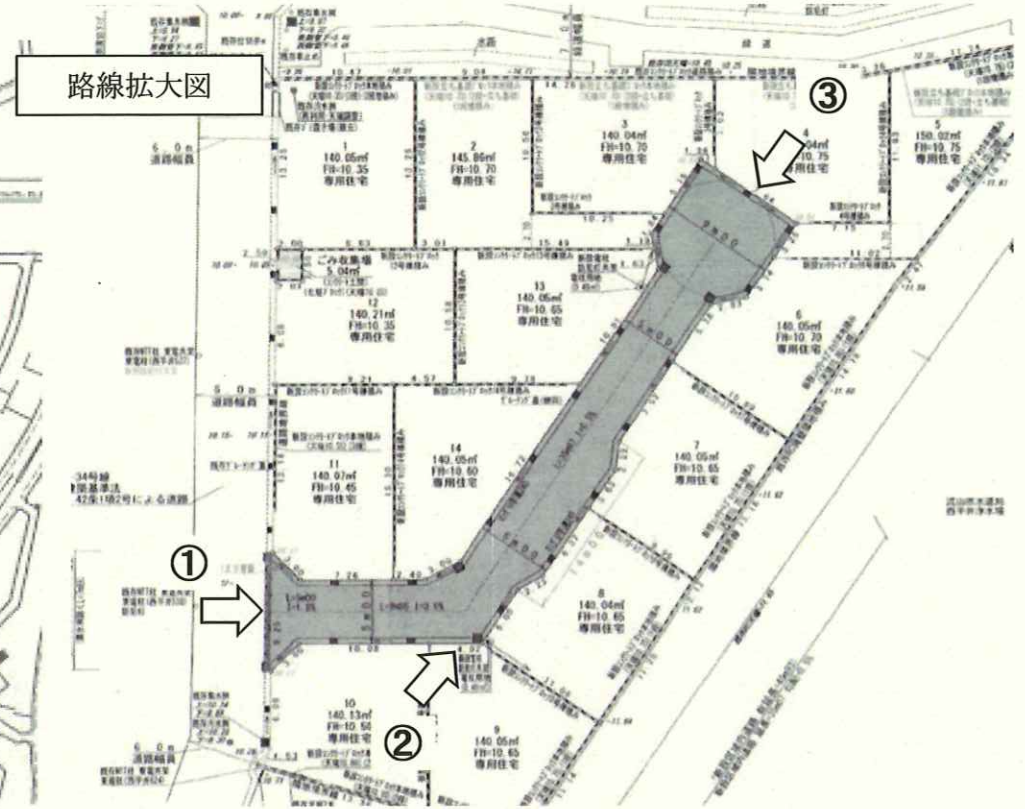
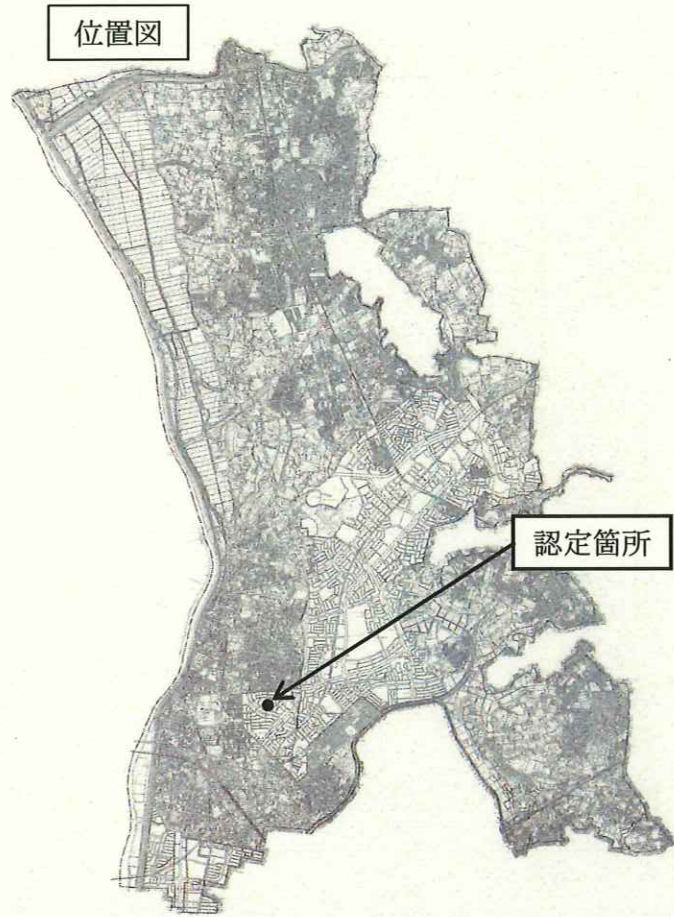
現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



整理番号 6 西平井区画117号線 (66117号線) 路線延長: 54.44m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 9.01m



●起点 (西平井一丁目27番7地先)  
▼終点 (西平井一丁目27番16地先)

写真撮影位置 ⇨



現況写真① (起点付近)



現況写真② (中間点付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 7 西平井区画118号線 (66118号線) 路線延長: 74.85m 最小幅員: 6.01m 最大幅員: 9.01m



現況写真① (起点付近)



現況写真② (中間点付近)



現況写真③ (終点付近)



整理番号 8 鰭ヶ崎区画126号線 (81126号線) 路線延長: 48.28m 最小幅員: 5.00m 最大幅員: 15.01m



現況写真① (起点付近)



現況写真② (終点付近)



## 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

### (1) 建築条例について

流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(以下、「建築条例」という。)とは、建築基準法第68条の2の規定に基づき、地区整備計画が定められている地区計画区域内において、建築物の敷地、構造及び用途等の制限を定める条例。

地区計画を建築条例に定めることにより、建築確認の審査対象となることから、都市計画法に基づく届出制度と併せ、より一層、地区計画の目的の実現に寄与することができる。

### (2) 改正理由

平和台1丁目地区地区計画が令和4年1月28日付けで、都市計画決定されたことから、その内容を条例に追加するもの。

### (3) 条例に追加する地区計画の内容

- ・ 名 称：平和台1丁目地区地区計画
- ・ 位 置：流山市平和台1丁目の一部の区域
- ・ 面 積：約1.6ha
- ・ 規 制 項 目：用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度

### (4) 施行期日

本改正条例の公布日と同日




# 平和台1丁目地区地区計画

令和4年第2回定例会  
都市建設委員会  
議案第37号 資料2

## 計画図



### 凡例

-  地区計画区域
-  壁面線の位置の制限(1号壁面線)
-  壁面線の位置の制限(2号壁面線)

0 25 50 100 □□□□



1:2,000

流山都市計画地区計画（流山市決定）

都市計画平和台1丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称	平和台1丁目地区地区計画
位 置	流山市平和台1丁目の一部の区域
面 積	約1.6ha
地区計画の目標	<p>本地区は、つくばエクスプレス線流山セントラルパーク駅の西側約1.1kmに位置し、北側に流山市役所、西側に流鉄流山線流山駅が隣接した地区であり、当該地区の南側から東側においては、閑静な住宅地として良好な居住環境が維持されている地区である。</p> <p>そこで、以下の地区整備計画に基づき、周辺と調和を図るとともに、この良好な居住環境を維持することを目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	本地区周辺の良好な居住環境を維持するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び、建築物等の高さの最高限度を定める。

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 関 係 事 項	建築物等の用途の制限	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>2 店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く）、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以内のもの</li> <li>3 病院</li> <li>4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>5 ホテル又は旅館</li> <li>6 事務所</li> <li>7 前各号に掲げる建築物に附属するもの</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界までの距離は、1号壁面線においては道路境界線から15m以上、2号壁面線においては、道路境界線から3m以上とする。
		建築物等の高さの最高限度	31m

「区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

理由

都市計画法第21条の2の規定に基づく、都市計画の提案による用途地域の変更に伴い、地区計画の決定を行うものである。